

第2節 若年者の就業機会と職業能力開発機会

若年者の就業機会について現状をみると、景気回復に伴い新規学卒者にとっては、正規雇用への選択肢が広がってきているが、バブル崩壊以降、採用抑制が厳しかった時代に非正規雇用に就いた若年者にとっては、正規雇用への移行は依然として難しい状況にある。パートやアルバイトの仕事を繰り返しながら不安定就業を続けている者も多く、こうした人々の年齢層も次第に上がっている。このように、職業氷河期世代の「年長フリーター」には滞留傾向がみられ、就業意欲に欠ける、いわゆるニートの数も近年高止まりしている。

現状では、新規学校卒業後、パートタイマーやアルバイトなどの非正規雇用の仕事についた者は、正規の雇用に転職しようとしても容易ではなく、職業能力開発の機会も相対的に乏しい。また、勤続してもあまり賃金は上昇せず、離職率は相対的に高く、所得は低い水準にある。このため、非正規雇用の若年者は、親から独立することが難しく、親と同居する者の割合が高く、有配偶率も低い。これらは進行する少子化の傾向をさらに促進する要因にもなっているほか、公的年金に加入していない者の割合も相対的に高いことから、日常生活で生じる事故や老後の備えができていない場合も多い。

企業は、若年者を雇用契約期間の短い非正規雇用として調達することによって、コストの抑制や生産・サービスの柔軟な提供を実現することができたが、このような企業行動は、長期的・継続的な視点を欠き、若年者の育成を通じた職業能力の持続的な向上を引き出していくことはできないであろう。労働者の職業能力は、職務の経験を積みながら技術・技能を一つ一つ身につけることによって高められるのであり、新規学卒者の計画的な採用と育成は、それぞれの企業にとって価値ある人材を採用し育て、蓄積していくことを意味する。人口減少に転じた我が国社会が持続的な経済発展を実現していくためには、企業が長期的・継続的な視点を持って人材を採用し育成することを基本としながら、社会全体として高度な人材の蓄積を図っていくことが重要である。

(若年者を中心に悪化した失業率)

1980年代以降の完全失業率を年齢階級別にみると、35～54歳の失業率は、相対的に低い水準にあり、また、55歳以上の失業率は、他の年齢階級に比べその上昇が抑制され、2005年には、35～54歳の失業率とほぼ変わらない水準にまで低下している。

その一方で、若年者（15～34歳）については、失業率が相対的に高まる傾向を続けている。（第35図）。若年者の就業機会は、1990年代半ば以降急速に縮小していることがうかがえる。

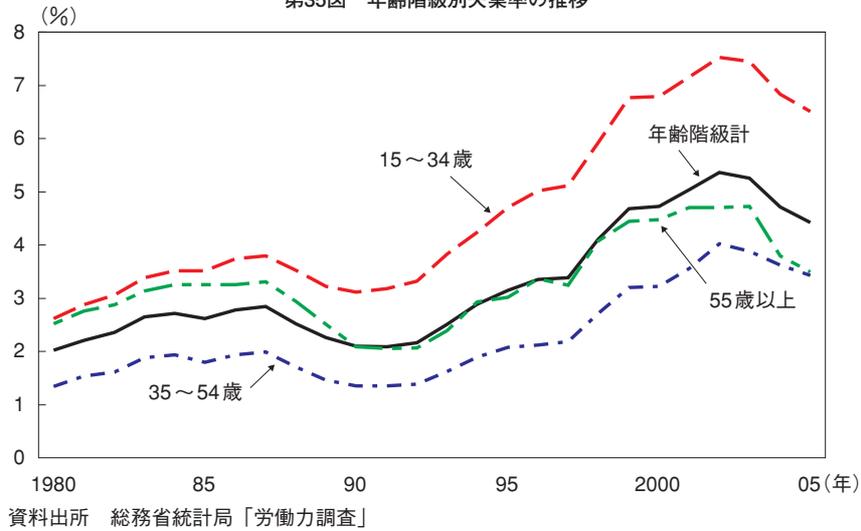
加えて、若年者の就業機会には、高い水準で推移するフリーターの存在や非正規雇用比率が著しく拡大するなど、就業機会の「質」についての問題も生じている。

(職業能力開発機会の乏しい非正規雇用者)

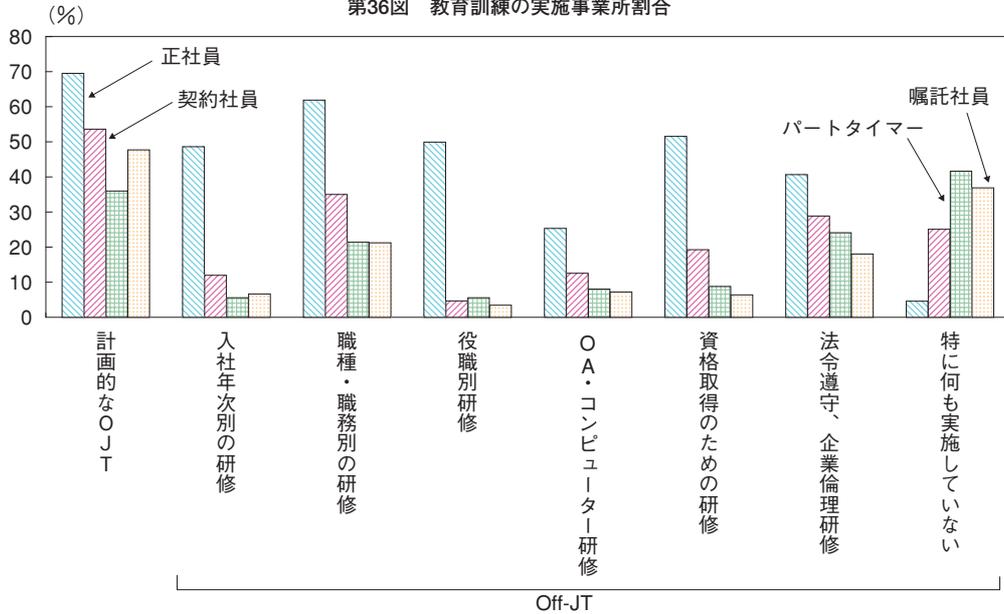
事業所における職業能力開発への取り組み状況を就業形態別にみると、正社員を中心に職業能力開発の機会が設けられている。また、非正社員の中で比較すると、契約社員については、職業能力開発の機会は多いが、その他の就業形態では、正社員との格差が大きい。

このように、企業は、職業能力開発を行うべき人材を当該企業の中核的な労働者である正社員を中心に絞り込んでいる（第36図）。

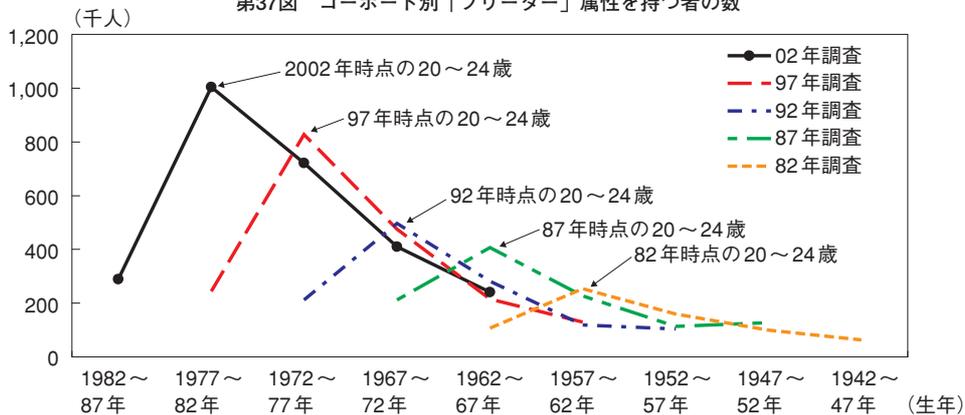
第35図 年齢階級別失業率の推移



第36図 教育訓練の実施事業所割合



第37図 コーホート別「フリーター」属性を持つ者の数



(滞留する傾向がみられる若年不安定就業者)

総務省統計局「就業構造基本調査」から、卒業者で、配偶者を持たないパート・アルバイト就業者またはパート・アルバイト就業希望者（これらの者を以下、『「フリーター」属性を持つ者』と記述する。）の数を年齢階級別に集計し、各年の調査からコーホート変化の状況をみると、各調査年とも20～24歳の「フリーター」属性を持つ者が最も多いが、バブル期を挟む1987年から1992年の間の時期を除けば、時間が経過しこれらの者がより高い年齢階級に移行する中であっても、その数は大きく減少していない（第37図）。前職が非正規であった離職者のうち正規に移行した者の割合が小さいことを考え合わせると、時間が経過しても、パートやアルバイトの仕事を繰り返しながら、不安定就業にとどまり続けている者も数多く存在することが推察される（第38図）。

(世帯内にとどまり、有配偶率の低い若年不安定就業者)

15～34歳の卒業者で、配偶者を持たない雇用者のうち「世帯主の子」が占める割合を雇用者、正規従業員、非正規従業員及び「フリーター」属性を持つ者の3つの区分により比較すると、正規従業員と比較して、非正規従業員や「フリーター」属性を持つ者の割合は高い（第39図）。これは、非正規従業員や「フリーター」属性を持つ者の所得は、正規従業員の場合と比較して少なく、独立した世帯を営むことが困難であることから、世帯内にとどまる傾向が強くなるものと推測される。

また、就業形態別に有配偶者が占める割合をみると、正規従業員と比べて、非正規従業員の有配偶者の割合は概ね半分程度であり、パート・アルバイト就業者とパート・アルバイトでの就業を希望する者の合計では、さらに有配偶者の割合は小さくなる（第40図）。

我が国の合計特殊出生率の低下は、若年層における有配偶率の低下を主因としており、若年フリーター層が不安定な就業にとどまり続けることは、これらの層の家族形成力の低下を通じて、少子化を促進する要因にもなっている。

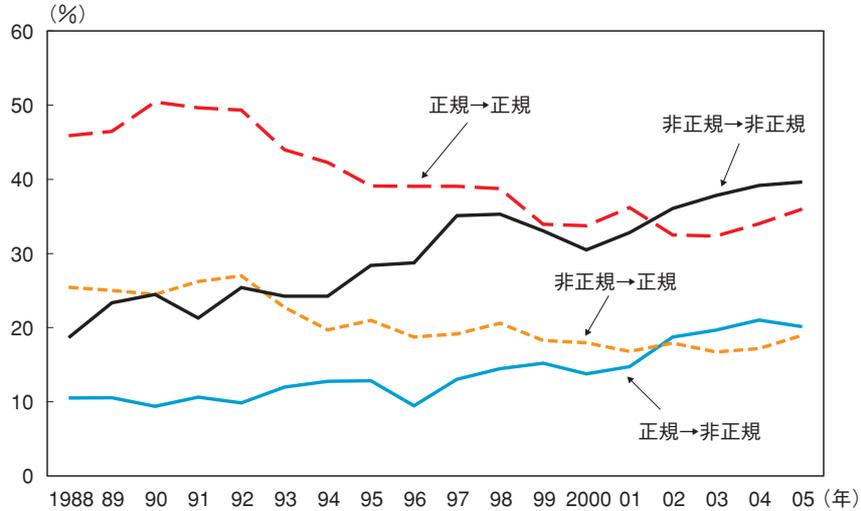
(若年者の正規雇用化を促進していくために)

若年者の職業意識を高め、職業能力開発への積極的な取組みを促していくために、フリーターや非正規雇用者などにも広く正規雇用への門戸を拡げることができるような対応が求められており、特に、「就職氷河期」の中で良質な就業機会を得られなかった「年長フリーター」などの者については、よりきめ細かな対応を行っていくことが求められる。

また、企業が正規雇用の採用に積極的となるよう促していくために、若年者の正規雇用化に向けた企業のインセンティブが適切に働くような仕組みを作っていくことが重要である。その点から、企業経営にとって、非正規雇用が正規雇用に対し過度に有利となる状況を是正するため、就業形態間の処遇の均衡を確保するよう、法的整備を含めた取組みを強化していくことや、それに向けた企業の取組みを支援していくことが求められる。

加えて、将来に向けて失業を抑制し継続的な物価下落を回避していくことができるよう、長期的な視点に立ったマクロ経済運営により、経済・社会の安定を実現していくことが、職業能力開発や就業促進に向けた取組みを活かしていく上での重要な前提条件であるといえよう。

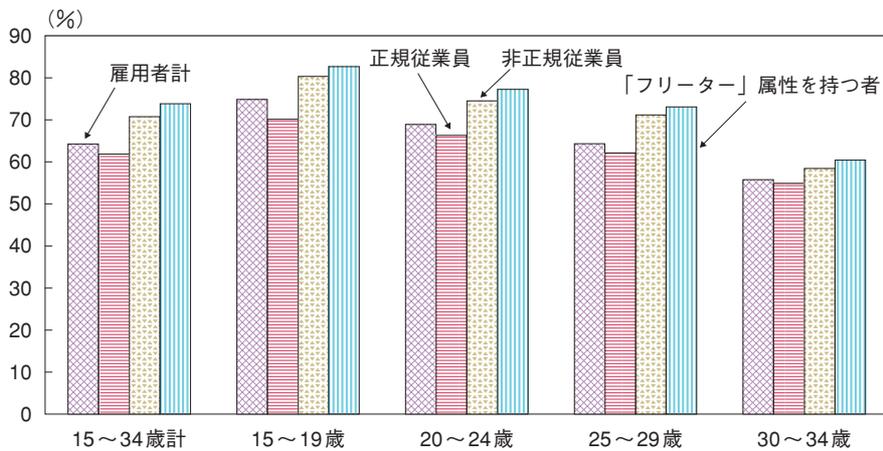
第38図 離職者に占める雇用形態別雇用者となった者の割合（15～34歳（在学中の者を除く））



資料出所 1998年から2001年までは総務省統計局「労働力特別調査」（2月）、2002年から2004年までは総務省統計局「労働力調査（詳細結果）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて特別集計

（注） 離職者とは、過去1年間に離職した者のことである。

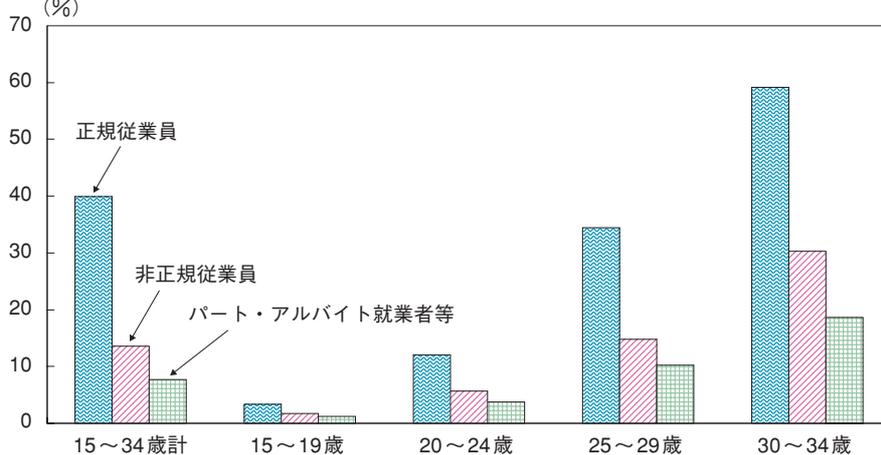
第39図 世帯主と同居の子の占める割合（2002年）



資料出所 総務省統計局「就業構造基本調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて特別集計

（注） 在学者を除き、配偶者無しの者に限る。

第40図 有配偶者の占める割合（男性 2002年）



資料出所 総務省統計局「就業構造基本調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて特別集計

（注） 在学者を除く。